4　前二項の規定は、法第三十五条第三項において準用する法第三十三条第一項の規定による変更の許可の処分をしたときについて準用する。この場合において、第二項中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と、前項中「第六十三条第二項」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

（変更の許可の申請）

第六十七条　特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第七の申請書の正本及び副本に、第六十三条第一項各号に掲げる書類のうち特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）

2　土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の許可を受けようとする者は、別記様式第八の申請書の正本及び副本に、第六十三条第二項各号に掲げる書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第六十八条　特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第一項各号に掲げるものとする。　（新設）

2　土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、第三十八条第二項第各号に掲げるものとする。

（完了検査の申請期間）

第六十九条　法第三十六条第一項の主務省令で定める期間は、第三十九条に規定する期間とする。　（新設）

（完了検査の申請）

第七十条　法第三十六条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第九の完了検査申請書を都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）

（検査済証の様式）

第七十一条　法第三十六条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十とする。　（新設）

（確認の申請期間）

第七十二条　法第三十六条第四項の主務省令で定める期間は、第四十二条に規定する期間とする。　（新設）

（確認の申請）

第七十三条　法第三十六条第四項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十一の確認申請書を都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）

（確認済証の様式）

第七十四条　法第三十六条第五項の主務省令で定める様式は、別記様式第十二とする。　（新設）

（中間検査の申請期間）

第七十五条　法第三十七条第一項の主務省令で定める期間は、第四十五条に規定する期間とする。　（新設）

（中間検査の申請）

第七十六条　法第三十七条第一項の検査を申請しようとする者は、別記様式第十三の中間検査申請書に検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を添付して都道府県知事に提出しなければならない。　（新設）

（中間検査合格証の様式）

第七十七条　法第三十七条第二項の主務省令で定める様式は、別記様式第十四とする。　（新設）